

## 議事 5

### 地域医療支援病院の名称承認について

- ・ 地域医療支援病院の名称承認について . . . 1
- ・ 地域医療支援病院名称承認申請の概要 . . . 2～7
- ・ 地域医療支援病院制度の概要 . . . 8～10
- ・ 地域医療支援病院位置図 . . . 11

## 地域医療支援病院の名称承認について

### 1 諮問する医療機関

- (1) 名 称 医療法人社団協友会彩の国東大宮メディカルセンター
- (2) 開設者 医療法人社団協友会
- (3) 所在地 さいたま市北区土呂町1522
- (4) 病床数 337床（一般病床 337床）
- (5) 申請概要 「地域医療支援病院名称承認申請の概要」のとおり

### 2 地域医療構想調整会議の協議結果について

- ・ さいたま地域医療構想調整会議（令和7年8月22日開催）において、地域医療支援病院と称することについて了承とされた。
- ・ 管理者の責務として「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」の追加について必要なしとされた。

## 地域医療支援病院名称承認申請の概要

### 1 医療機関

- (1) 名 称 医療法人社団協友会 彩の国東大宮メディカルセンター
- (2) 開設者 医療法人社団協友会
- (3) 所在地 〒331-8577 埼玉県さいたま市北区土呂町 1522 番地
- (4) 病床数 337床 (一般病床 307床、緩和ケア 22床、ICU8床)
- (5) 診療科目 内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、脳神経内科、腎臓内科、糖尿病・代謝内科、血液内科、リウマチ科、緩和ケア内科、外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、腫瘍内科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、婦人科、皮膚科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科、リハビリテーション科、救急科、病理診断科、歯科口腔外科

### 2 承認要件への該当状況

#### (1) 開設主体〈医療法第4条第1項、H10.3.27厚告105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関開設者、医療法人、学校法人、社会福祉法人等であること。	開設主体は医療法人である。	○

#### (2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号前段、法第16条の2第1項第6号、規則第9条の16第6号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	令和6年度実績 紹介率：64.7% 逆紹介率：75.5%  で③に該当している。	○

#### (3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号後段、法第16条の2第1項第1号、規則第9条の16第1号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登録制度：有り 登録医療機関数：119施設	○
当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	令和6年度共同利用実績（延べ数）：666件 （当該病院の開設者と直接関係のない医療機関：638施設）	○
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床：5床	○

(4) 救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	通常の当直体制： 医師3名、看護師3名、放射線技師1名、臨床検査技師1名、臨床工学技士1名、薬剤師1名、  通常当直体制外の医療従事者の確保状況： 医師14名、看護師33名	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床：0床 専用病床：4床	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設：救急初療室、集中治療室、手術室、放射線室、検査室、内視鏡室※全て24時間使用可能	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	令和6年度患者搬送実績：6,188人	○

- (5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。  
 〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、  
 H10.5.19 健政発 639〉

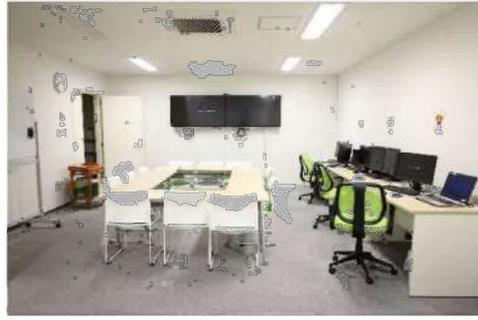
具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会：有り 令和6年度地域医療従事者向け研修実績：16回	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	講義室 (主な設備) マイク、スクリーン、プロジェクター、音響セット等	○

- (6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、規則第6条の2、H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数：一般病床 337床	○

- (7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発 639〉

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室	 <p>3階 床面積：450.09 m<sup>2</sup>、病床数：8床</p>	○

<p>化学、細菌及び病理の検査施設</p>	 <p>化学検査室：2階</p>  <p>細菌検査室：2階</p>  <p>病理検査室：3階</p> <p>床面積：172.66 m<sup>2</sup></p>	 <p>細菌検査室：2階</p>
<p>病理解剖室</p>	 <p>1階 床面積：38.40 m<sup>2</sup></p>	
<p>研究室</p>	 <p>3階 床面積：42.82 m<sup>2</sup></p>	

<p>講義室</p>		<p>○</p>
<p>3階 床面積：180.08 m<sup>2</sup></p>		
<p>図書室</p>		<p>○</p>
<p>3階 床面積：64.12 m<sup>2</sup>、蔵書数：540冊程度</p>		
<p>患者輸送用自動車</p>		<p>○</p>
<p>主な設備：搬送用ストレッチャー、ガス架台</p>		
<p>医薬品情報管理室</p>		<p>○</p>
<p>1階 床面積：20.47 m<sup>2</sup></p>		

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録	診療に関する諸記録及並びに病院の管理及び運営に関する諸記録は、病院作成の「診療記録管理取扱規定」「文書管理規定」に基づき、各種分類して保管している。	○
-----------------------	--	---

- (8) その他(地域医療支援病院の管理者の行うべき事項)〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号~第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19健政発639〉

必要事項	該当状況	適否
患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。	病院作成の「診療記録管理取扱規定」及び「彩の国東大宮メディカルセンター 連携登録医制度 運営規定」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。	○
患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。	患者相談のための患者サポート室を設置しており、患者相談を行う者として、患者サポート室に担当4名、医療福祉相談室に医療福祉相談員8名を配置している。 令和6年度患者相談実績：15,035件	○
紹介外来制を原則とすること。	紹介状を持たない患者に対しては選定療養費(7,700円)を徴収しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。	○

## 地域医療支援病院制度の概要

### 1 趣旨

地域医療支援病院の制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであり、平成9年の医療法改正（平成10年4月1日施行）で制度化されたものである。

### 2 開設できる者

国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構、エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であり、かつ地域医療支援に実績を有する病院の開設者等

### 3 承認要件

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されており、次のいずれかの場合に該当していること。

- ア 紹介率が80%以上であること。
- イ 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。
- ウ 紹介率が50%以上で、かつ、逆紹介率が70%以上であること。

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$
$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

※初診患者の数には、救急患者等の数は含まない。

- (2) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- (3) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- (5) 厚生労働省令で定める数（200床）以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (6) 地域医療支援病院として、次の施設を有し、かつ必要な記録を備えること。  
集中治療室、診療に関する諸記録、検査施設（化学、細菌、病理）、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

### 4 医療審議会の意見

地域医療支援病院の名称承認を行うに当たっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聴かなければならない。

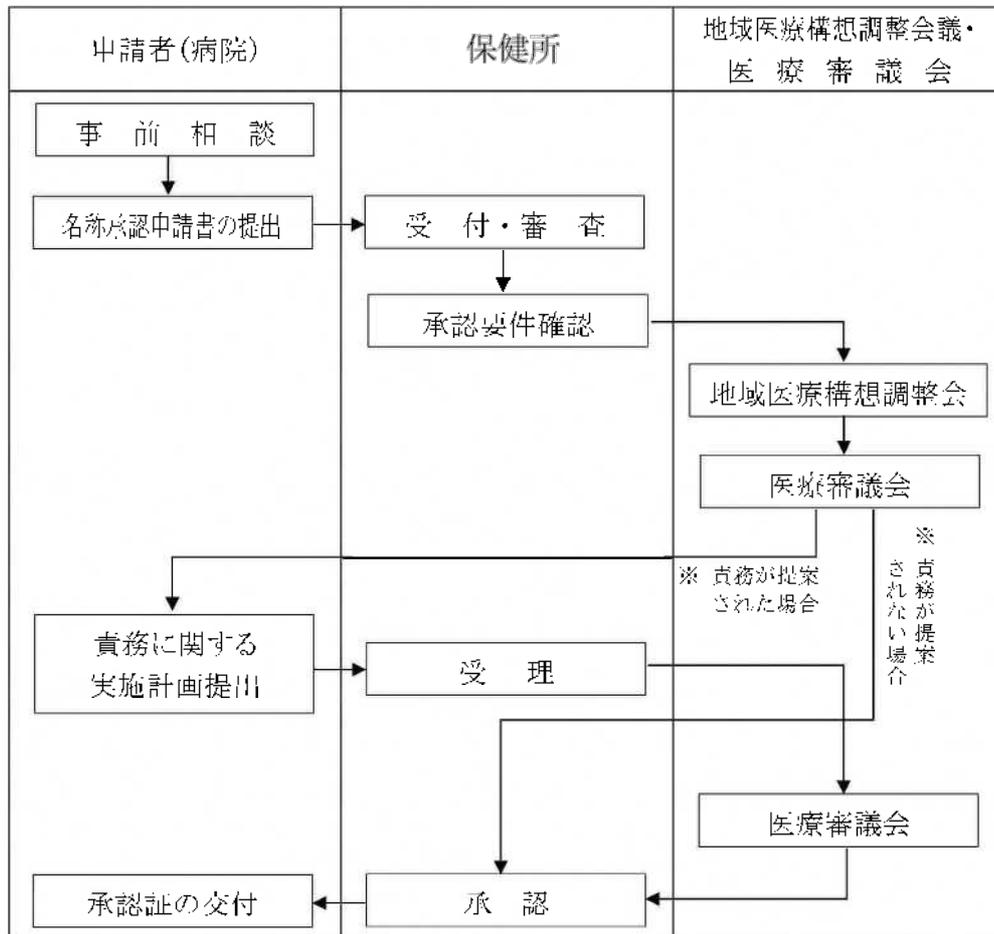
## 5 承認手続について

地域医療支援病院の承認が地域における病床機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、あらかじめ当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議において協議した上で、その協議結果及び地域の実情を踏まえて医療審議会で審議する。

また、地域医療支援病院の管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」を追加できる。当該事項を追加又は変更しようとする場合には、当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議において協議するとともに、医療審議会で審議する。

## 6 手続の流れ

### 【主な流れ】



- ・ 地域医療構想調整会議及び医療審議会において責務が提案された場合、申請者に責務に関する実施計画の策定を求め、医療審議会にて計画内容を確認した上で承認を行う。
- ・ 地域医療構想調整会議における協議及び医療審議会における審議を通して、具体的な責務が提案されている場合、承認を行った後に、当該提案に基づき責務を追加する。この場合は、協議・審議は既に行っているとみなして差し支えない。

## 7 承認状況

本市では、これまでに次の6病院を承認している。

	医療機関名	所在地	病床数	認定日
1	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2	316	平成10年10月1日
2	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1	340	平成22年8月31日
3	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5	638	平成23年8月29日
4	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460	637	平成29年10月25日
5	独立行政法人 地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区 北浦和4-9-3	395	令和2年9月18日
6	自治医科大学附属 さいたま医療センター	さいたま市大宮区 天沼町1-847	628	令和4年1月31日

